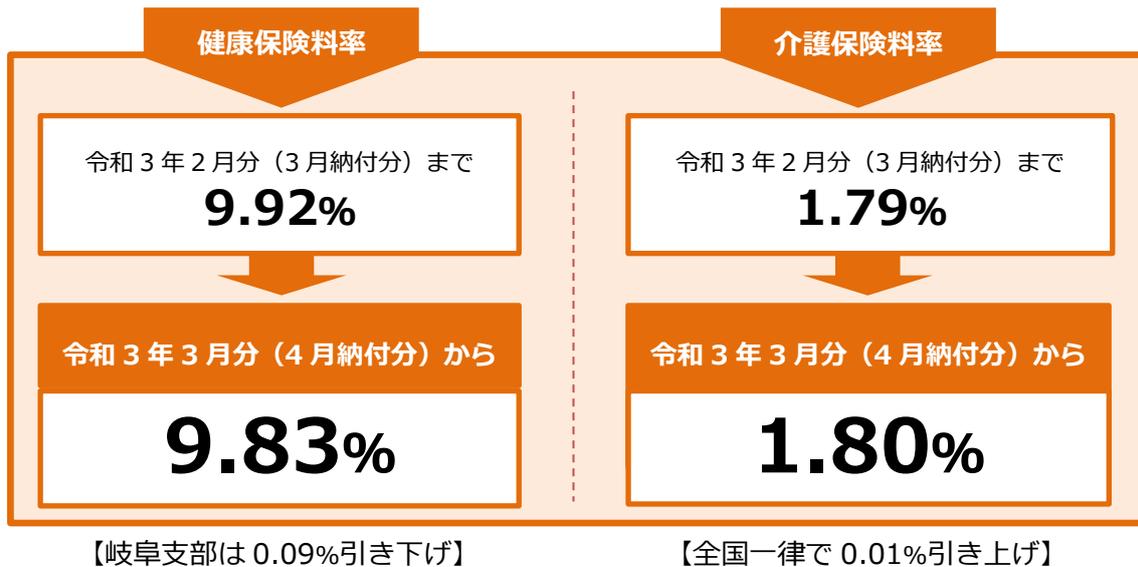


報道関係各位

令和 3 年度の健康保険料率の決定について

全国健康保険協会（以後：「協会けんぽ」という）では、地域の加入者様の医療費を反映させた、都道府県ごとの健康保険料率を設定しております。

このたび、令和 3 年度の健康保険料率が決定しましたのでお知らせします。



◆参考
(近隣支部の健康保険料率について)

愛知支部	三重支部
9.88%	9.77%
↓	↓
9.91% 【0.03%引き上げ】	9.81% 【0.04%引き上げ】

1. 岐阜支部の健康保険料率は引き下げ

協会けんぽの平均保険料率は 1.0%維持となりましたが、岐阜支部の健康保険料率は 0.09%の引き下げとなりました。

① 協会の財政状況

協会けんぽの単年度収支は、平成 22 年（2010 年）以降は黒字を続けておりますが、協会加入事業所の約 8 割が中小零細企業であり、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい脆弱な財政構造にあります。

また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る「赤字構造」であること、支出の約 35%が高齢者医療制度への拠出金で占められ、今後この拠出金はさらなる増加が見込まれることから、財政状況はさらに厳しくなると思われます。このことから、協会けんぽの財政を中長期的視点で考えた結果、平均保険料率は 1.0%維持となりました。〈別紙「参考資料 1」参照〉

② 都道府県単位保険料率

各都道府県の健康保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されます。このため、健康診断・保健指導による疾病予防やジェネリック医薬品の使用、医療機関への適切な受診などにより医療費を下げる事ができれば、健康保険料率も下がる仕組みとなっています。

➤岐阜支部の健康保険料率が0.09%引き下げられた結果、標準報酬月額が30万円であった場合、月額270円（労使折半前）の負担減となります。

2. インセンティブ制度の影響

協会けんぽでは、平成30年度より、全47都道府県支部ごとに5つの評価指標に基づき順位付けを行い、上位23支部には報奨金を付与して健康保険料率を引き下げる『インセンティブ制度』を導入しております。〈別紙「参考資料2」参照〉

令和元年度においては、岐阜支部の順位は**26位**となり、上位23支部には入れない結果となりました。

上位を目指すには、「特定健診等の受診率」、「要治療者の医療機関受診率」「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合」を向上させる必要があります。

➤インセンティブ制度は、健康維持・増進や医療費の適正化、健康保険料率負担の軽減にも繋がるものであるため、制度の周知広報を強化し、事業主・加入者に対して、今後も働きかけを行っていきます。

3. 介護保険料率について

介護保険第2号被保険者（40歳～64歳の方）にご負担いただく介護保険料率については、**0.01%の引き上げ**となりました。（全国一律）

➤標準報酬月額が30万円であった場合、月額30円（労使折半前）の負担増となります。

（参考）協会けんぽは、健康保険法に基づいて設立され、国民の3.2人に1人、4,000万人を超える加入者と、約237万の事業所からなる日本最大の公的医療保険の保険者であり、主に中小企業で働く方とその家族の皆様が加入しています。その中で、岐阜支部には岐阜県内約3万7,000事業所、約76万人の方が加入しています。（令和2年10月時点）

【照会先】

全国健康保険協会岐阜支部 担当：企画総務グループ 三園
〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル14階
TEL：058-255-5155 （自動音声案内で⑤をお選びください）